

## 音更町農業経営支援基金条例

### (設置)

第1条 災害により被害を受けた農業者の経営再建及び維持安定を図るための融資に係る利子補給その他農業者の経営支援に寄与する事業の財源に充てるため、音更町農業経営支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (基金の額)

第2条 基金の額は、4,000万円とする。

2 町長は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (基金から生ずる収入)

第4条 基金から生ずる収入は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用等)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

2 前項の規定により基金を処分したときは、基金の額は、処分量相当額減少するものとする。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。